

認知症共済

大切な家族や
パートナーのために



認知症への備えについて考えてみませんか？

➤ 長寿化の進展等により、**認知症は誰にとっても身近なリスク**になってきています。

2025年には約**1,362万人**※1
65歳以上の

約**3人に1人**※2



認知症や軽度認知障害(MCI)の患者数は、
2025年には**65歳以上の高齢者人口約3,653万人の約3人に1人、約1,362万人に達すると推計**されています。

軽度認知障害とは(MCI)

認知症の一手手前の状態で、認知症における物忘れのような記憶障害がでるものの症状は軽く、**正常な状態と認知症の中間**と言えます。



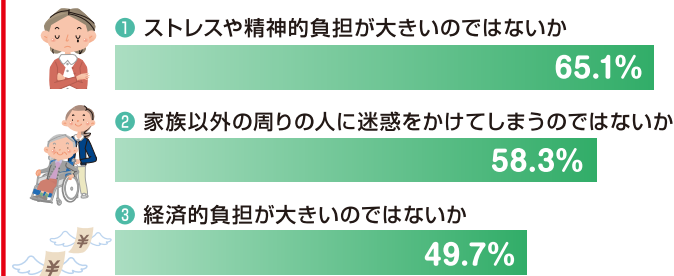
出典：厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会資料(R1.6.20)」

※1 厚生労働省 社会保障審議会「介護給付費分科会 第115回(H26.11.19)参考資料」、「介護保険部会 第78回(令和元年6月20日)資料」をもとに J A 共済連試算
※2 内閣府「令和5年版高齢社会白書(全体版)」をもとに J A 共済連試算

➤ **認知症に罹患したご家族の介護には多くの不安や負担**が伴います。

認知症に対する家族の不安(複数回答)

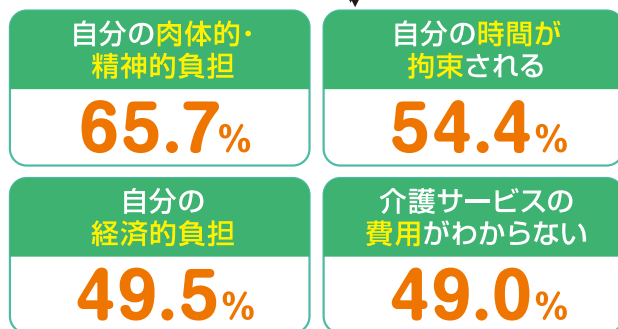
「家族が認知症になったら、どのような不安がありますか？」というアンケートでは、
精神的・経済的な不安を挙げる方が多くいます



内閣府「認知症に関する世論調査(令和元年12月調査)」

親などを介護する場合の不安(上位4項目)

介護は、**ご家族に大きな負担**をかける可能性があります



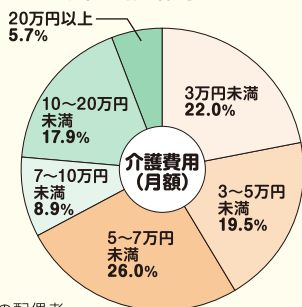
公益財団法人 生命保険文化センター
「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査<速報版>」

➤ 介護にかかる**自己負担**はどれくらいかご存じですか？

認知症の在宅介護の月々の介護費用

平均
65,691円

介護には、**多額の費用**がかかるケースもあります

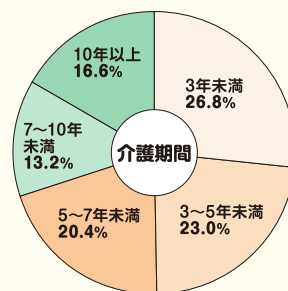


※介護費用の主な負担者について「自分や自分の配偶者」「家族・親族で分担した」と回答した人に尋ねた
エフビー教育出版「令和3年 認知症介護に関する調査」

認知症の介護期間

平均
約68か月
(約5年8か月)

介護は、**長期間**におよぶことも多いです



※認知症発症以前の介護期間を含む
エフビー教育出版「令和3年 認知症介護に関する調査」

認知症介護にかかる自己負担額

介護費用 1か月平均約**6.5万円** × **介護期間** 平均約**68か月** = **総額** 約**442万円**
(約5年8か月)

認知症共済

ご契約例:共済金額200万円

一生
生涯
保障

※
不担保期間
1年間

はじめの1年間は、
認知症・軽度認知
障害の保障はあり
ません。

認知症共済

① 認知症共済金※ 200万円 (共済金額×100%)
 所定の認知症と診断確定+要介護1以上の認定中^注のとき
注公的介護保険制度に定めるもの

② 軽度認知障害給付金※ 20万円 (共済金額×10%)
 所定の軽度認知障害または所定の認知症と診断確定されたとき

①・②の支払額を合計して、共済金額と同額が限度です。

契約日

ポイント

1 認知症に特化した幅広い保障

軽度認知障害(MCI)・認知症で要介護1以上の予防・治療や介護に備えられる。

2 加入しやすい

簡単な告知で
40歳から75歳まで
ご加入が可能です。

3 一生の保障

安心の共済掛金で
一生の保障
月々1,546円から
・ご契約例/共済金額200万円 40歳 男性
・月払契約 99歳払込終了 口座振替扱の場合

認知症共済は
代理人(受取)を必ず指定する
必要があります

指定代理請求人として
指定できる方の範囲

- ①被共済者の戸籍上の配偶者
- ②被共済者の直系血族
- ③被共済者の兄弟姉妹
- ④被共済者の3親等内の親族
- ⑤被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている方
- ⑥被共済者の財産管理を行っている方

※⑤、⑥については、共済金等の受取人のために共済金を請求すべき適当な関係があると組合が認めた場合に限りです。



指定代理請求人

指定代理請求で共済金の受取りをスムーズに行えます。

被共済者ご自身でご請求できない場合に、指定代理請求人が代わって共済金を請求することができます。将来を見据え、お子さまなど若い世代を指定代理請求人にすれば、共済金をスムーズに請求でき安心です。

認知症共済に加入



指定代理人を指定

お子さまなど、若い世代の方を指定することをおすすめします！

認知症と診断される



被共済者

指定代理請求人が被共済者に代わり共済金請求



指定代理請求人

共済金を受け取る



受取人

指定代理請求人の連絡先登録をしているため、請求に困らない

共済掛金例 共済金額200万円 月払契約 99歳払込終了 口座振替扱 (令和6年4月1日現在)

加入年齢	認知症共済		【参考】介護共済	
	男性	女性	男性	女性
40歳	1,546円	2,096円	2,178円	2,554円
45歳	1,810円	2,442円	2,582円	3,010円
50歳	2,152円	2,888円	3,118円	3,608円
55歳	2,592円	3,480円	3,844円	4,418円
60歳	3,194円	4,290円	4,858円	5,554円
65歳	4,040円	5,434円	6,308円	7,204円
70歳	5,262円	7,118円	8,480円	9,738円
75歳	7,076円	9,684円	11,914円	13,882円

※この共済には、死亡時における保障はありません。※認知症共済金をお支払いした場合にはご契約は消滅します。※この共済には、指定代理請求特約を必ず付加していただきます。※この共済の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、農林水産大臣の承認を受けて、認知症共済金の支払事由の変更を行うことがあります。 ※責任開始時以後に生じた病気またはケガによる場合に限り。 ※認知症共済金および軽度認知障害給付金にかかる責任(保障)の開始は、ご契約日からその日を含めて1年を経過した日からとなります。 ※共済掛金の払込免除についてはご契約日から保障いたしません。 ※軽度認知障害給付金は共済期間を通じて1回のみ支払われます。 ※支払われる共済金は認知症共済金と軽度認知障害給付金を合計して共済金額と同額が限度です。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせ先



 【24389990012】